岩手県監査委員告示第40号

監査結果の公表(平成29年岩手県監査委員告示第4号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

 岩手県監査委員
 小
 野
 共

 岩手県監査委員
 千
 葉
 伝

 岩手県監査委員
 吉
 田
 政
 司

 岩手県監査委員
 工
 藤
 洋
 子

- 1 監査対象団体名 公益財団法人ふるさといわて定住財団
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成28年10月3日
 - (2) 本監査実施日 平成28年12月5日
- 3 監査結果の公表の日 平成29年1月13日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

日本以音で女子の子及及り旧画門石	
留意改善を要する事項	措置内容
基本財産等の運用に当たり、資産運用規程に定める債券等	債券等の保有割合については、資産運用規程を改正し、対
の保有割合の制限を超えているものがあったので、適正な事	象となる資金区分及び保有比率を見直すこととした。
務の執行に努められたい。また、資産の一部に評価損失が発	また、評価損失の発生に伴う対応としては、資金運用の対
生していることから、対応策について検討されたい。	象を見直し、元本の保全を図ることとした。
なお、適切なリスク管理の観点から、資産運用規程の精査	なお、資産運用規程については、安全な財産管理と適正な
・見直し等について検討されたい。	運用の観点から精査し、規程を改正することとした。